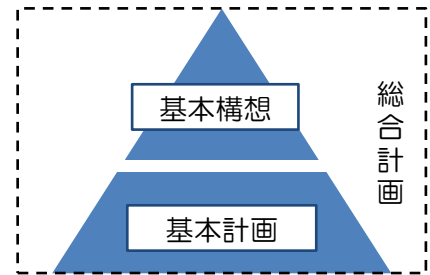


第8次旭川市総合計画 基本計画(案)の概要

総合計画とは

第8次旭川市総合計画(※1)は、平成28年度から12年間の新たなまちづくりの指針であり、「基本構想」と「基本計画」の2つに分かれています。

(※1)本市では、昭和31年度以来、7次にわたり、市政運営の長期的な方向を示す総合計画を策定し、まちづくりを進めています。



基本構想とは

基本構想とは、市民と行政などが目指す都市像とその実現に向けた基本的な方向性(基本目標、基本政策の概要等)を共有しながらまちづくりを進めていくための「将来ビジョン」を示すものです。

期間は平成39年度までの12年間とし、平成39年度の推計人口は31万2千人としております。

なお、基本構想は、総合計画課のホームページからご覧になることができます。

(<http://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/files/sogokeikaku/>)

都市像は、

「世界にきらめく いきいき旭川
～笑顔と自然あふれる 北の拠点～」
だよ。皆さん、覚えてね。



旭川市シンボルキャラクター
あまっぴー

基本計画とは

基本計画とは、基本構想の実現に向けて、基本政策毎の取組の方向(目標像、成果指標、施策など)を明らかにした「基本政策プラン」です。

期間は12年間とし、4年毎に見直すこととしています。

基本計画の特徴

- 次の3つの重点テーマに基づく施策を「重点施策」として設定し、重点的に推進します。

[重点テーマⅠ] **こども 生き生き 未来づくり**

子育て支援や教育など、まちの未来を担う「こども」に関する施策

[重点テーマⅡ] **しごと 生き生き 賑わいづくり**

地場産業の振興や新たな産業の創出など、まちの賑わいと活力を生む「しごと」に関する施策

[重点テーマⅢ] **地域 いきいき 温もりづくり**

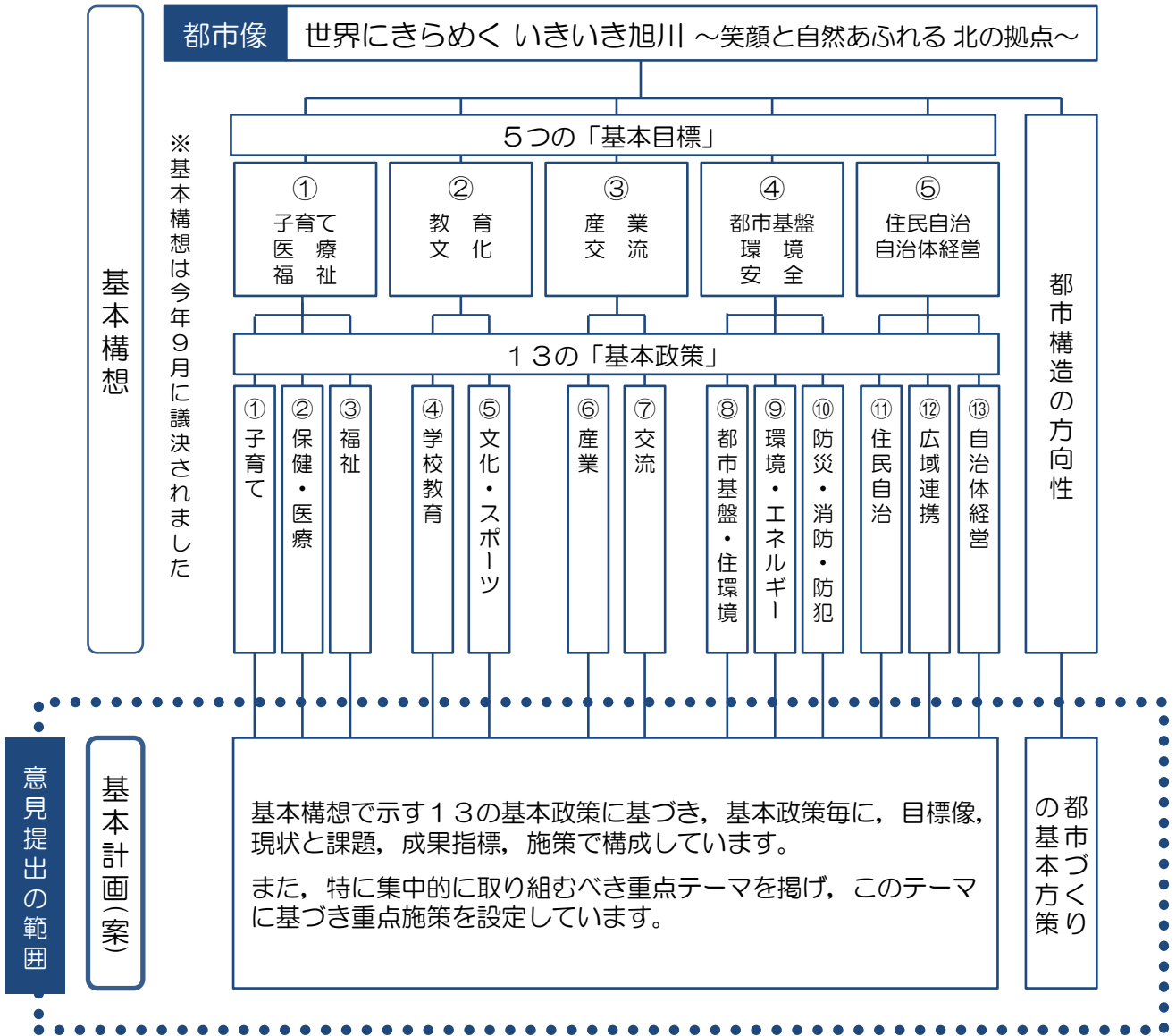
地域主体の活動に対する支援など、まちの温もりを支える「地域」に関する施策

- 将来にわたり市民の暮らしを支え続ける都市の在り方を「都市づくりの基本方策」で示します。
- 計画の達成度合いを客観的に分かりやすくするため「成果指標」を設定します。

第8次旭川市総合計画の体系

第8次旭川市総合計画の体系は以下のとおりです。

基本計画の具体的な内容は、別紙「第8次旭川市総合計画 基本計画（案）」をご覧ください。



今後の予定

平成28年度からの第8次旭川市総合計画の策定に向けて、この意見提出手続（パブリックコメント）でいただきました市民の皆様からのご意見のほか、総合計画審議会からの答申などを踏まえ、今年度内に基本計画を決定する予定です。